

第四次連合会病院中期計画の実行支援等に係る
業務委託に関する企画書募集要項

令和7年4月

国家公務員共済組合連合会

病 院 部

第四次連合会病院中期計画の実行支援等に係る業務委託に関する企画書募集要項

1. 募集の趣旨

(1) 経緯

国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）では、時代の要請に応え信頼され選ばれる病院を目指し、令和5年度を初年度とする5ヶ年の「第四次連合会病院中期計画」（以下「本中期計画」という。）に取り組んでいるところである。中期計画の実行にあたっては、平成20年度からこれまでコンサルタントによる支援を継続して受け、一定の効果を上げているところである。

令和7年度においては、策定時から、社会経済情勢の変化、人口構成や患者の意識の変化など構造的な課題にも向き合いながら、本中期計画の中間的見直しに取り組むこととしている。

本中期計画に掲げる重点施策を着実に実行し、刻々と変化する医療を取り巻く環境に適切に対応していくためには、引き続きコンサルタントの支援を受け、適切に実行していく必要があることから、令和7年度においても、引き続きコンサルタントの支援・協力を得ることとする。

(2) 募集の実施

今回の募集は、連合会として上記(1)の経緯を踏まえ、以下の5つのコンサルタント業務を委託する先として最適な事業者（以下「本件委託者」という。）を選定するために実施するものです。

1. 実行支援及び中間的な見直しへの対応

：中期計画の実行支援及び見直しに係る支援・会議補助等

2. 地域医療構想への対応支援：地域医療構想への対応等

3. 経営改善策の提案：個別病院への経営改善策の提案等

4. 患者・職員アンケート支援：アンケート実施及びアンケート結果に係る製本等

5. 人材確保・育成支援：職員募集ホームページ構築支援、ガイドライン策定支援等

2. 応募者の資格等

(1) 応募者の資格

応募の資格を有する者は、募集の趣旨に鑑み下記要件を満たす者であること。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者に該当しない者であること。
- ② 病院運営等の支援業務について優れた実績を有し、当該業務実施にあたって十分なサポート体制を整えることができる法人であること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行うものでないこと。（参加申込書と併せて誓約書を提出）
- ④ 令和7・8・9年度国家公務員共済組合連合会競争参加資格「役務の提供等」の「A・B・C」いずれかの等級に格付けされた者又は令和7・8・9年度全省庁統一参加資格「役務の提供等」の「A・B・C」いずれかの等級に格付けされた者（ただし、この場合は、「資格審査結果通知書（全省庁統一参加資格）（写）」を参加申込書提出時まで提出すること。）であること。

- ⑤ 原則、再委託を行わない。一部、全部に関わらず、やむを得ず、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を病院部に提出し、その同意を得るものとする。

また、再委託先からは、条件項目について遵守誓約書を提出する。再委託先による違反は、全て委託元が連合会に賠償及び刑事・民事の責任を連帯して負うこと。

(2) 一企業一提案

一つの企業は、上記の 5 つの募集項目のうち、1 つの選択でも複数の選択でも応募することは可能ですが、1 つの募集項目に対し、2 つ以上の応募提案を行うことは出来ません。

(3) 費用の負担

本件に要した費用は、応募者の負担とします。

(4) 失格など

提出書類に不備があった場合には、受付不可とすることがあります。

また、提出書類に虚偽の記載があった場合には失格とします。

3. 選考スケジュール

今回の選考スケジュールは以下のスケジュールに従って進めることを予定しております。各項目については、本書 4. 以降でご説明します。

なお、5 つの募集項目について、以下の日時にて行われるプレゼンテーションは、応募者数によって開始時間を複数設定して実施する予定です。

また、事情により連合会の判断で日程を変更する場合がありますが、その際には応募者にはお知らせをいたします。

本書における項目番号	イ ベ ン ト	時 期	備 考
1	第 1 次提出書類提出	5 月 7 日 (水)	応募者→連合会
2	説明会 (検討用資料配付)	5 月 8 日 (木)	連合会→応募者
3	第 2 次提出書類提出	5 月 22 日 (木)	応募者→連合会
4	プレゼンテーション	5 月 26 日 (月)	連合会会議室内
5	結果通知	5 月 27 日 (火)	連合会→応募者

4. 第 1 次提出書類等

参加を希望される者は、次の書類を提出してください。

(1) 第 1 次提出書類

- ① 参加申込書 (様式 1)
- ② 秘密保持誓約書 (様式 2)
- ③ 誓約書 (様式 3) ……属性要件に関して
- ④ 令和 7・8・9 年度国家公務員共済組合連合会競争参加資格「役務の提供等」、
または令和 7・8・9 年度全省庁統一参加資格「役務の提供等」

(注) 上記様式は、下記の (2) 提出先に請求してください。

(2) 第1次提出書類の提出先・提出方法

提出先は、国家公務員共済組合連合会 病院部をお願いします。

封書の表に「第1次提出書類在中」と記入してください。

〒102-8081 東京都千代田区九段南1丁目1番10号 九段合同庁舎

TEL 03-3222-1841 (内 266・392) 担当：病院部 岩内、山本

応募方法 持参又は郵送（締切日時に必着）してください。

受付期限：令和7年5月7日（水）15:00 までに必着。

5. 説明会の開催

第1次提出書類を提出した応募者に対し、企画書作成に当たっての留意事項について説明会を開催します。第1次提出書類を提出した応募者のうち、説明会の前に仕様書の配付を希望する場合、4（2）提出先に電話連絡の上、午前9時30分から午後5時の間に受け取りに来ること。なお、仕様書に変更等が生じた場合には、説明会において再度仕様書を配付します。

日時：令和7年5月8日（木）13:30～

場所：九段合同庁舎 11階 第5会議室

※ 説明会への出席人数については、各企業2名以内をお願いします。

※ 原則として、説明会に参加しない者については、本件企画競争に参加することはできません。

6. 第2次提出書類等

(1) 第2次提出書類

企画書（15部）

※ 1つの募集項目に対し、2つ以上の応募提案を行うことはできません。

※ 企画書は応募項目ごとに別けて、各15部印刷してご提出ください。

(2) 企画書の内容・作成要領

① 企画書の内容

応募される募集項目に係る「仕様書」を参考の上、以下の内容を盛り込むようにお願いします。

(ア) 各仕様書に対する対応

仕様書に記載された各委託項目に対する具体的且つ詳細な支援・実施手法

(イ) 提案のポイント

- ・連合会が示した中期計画コンサル委託内容に対する考え方及び意見
- ・各業務におけるポイントを明確にすること

(ウ) コンサルティング体制

- ・担当するスタッフの略歴
- ・病院経営指導実績
- ・当該業務に対する応募者の支援体制

(エ) 委託費見積もり

人件費、経費等各項目の内訳（詳細が望ましい）

(オ) 類似業務の受託実績

- ・病院の中期計画策定、病院経営コンサルの実績、病院管理者研修の実績
- ・病院の名称、規模、所在地
- ・コンサルの内容、研修の内容
- ・医療業界への指導経験年数
- ・KKRコンサルタント業務（中期計画、経営改善）に対する応募実績

（カ）会社概要

- ・資本金
- ・株主（上位 10 社を記載）
- ・業務提携先
- ・従業員数（別に、正規雇用の医療系コンサルタントの資格を有する者の人数を記載してください。）

（キ）その他特筆すべき事項

② 作成要領

JIS 規格 A4 版・フォーマット自由

（３）第２次提出書類の提出先・提出方法

第１次提出書類提出先・提出方法と同じです。

ただし、封書の表に「第２次提出書類在中」と記入願います。

受付期限：令和 7 年 5 月 22 日（木）15：00 までに必着。

７．プレゼンテーション

第２次提出書類受領後に、書面による審査を実施し、プレゼンテーションを求める応募者を決定します。プレゼンテーションを依頼する場合、該当する応募者に対し、その日程・時間帯等について別途連絡します。

８．選考結果通知等

（１）結果通知

上記 7. のプレゼンテーションの内容及び以下（２）の審査方法に基づく審査を経て、結果を文書で通知します。

（２）審査方法

企画書の審査は、連合会が別に設置する「第四次連合会病院中期計画実行支援業務委託企画書選定委員会」が行います。

上記委員会は、応募提案の企画内容、事業者等の経験、過去の実績等を総合的に審査、評価を行い、本件委託者を決定します。

なお、審査は非公開とし、審査結果に係る質問及び異議については受け付けません。

また、提出された企画書等は返却しません。

９．本業務のスケジュール

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までとします。

ただし、詳細は本件委託者と協議の上決定します。

10. 契約について

令和 7 年度末までの業務について、本件委託者と契約を締結します。

11. その他

本件委託業者は、契約期間中に連合会（連合会本部病院部）に対し、適宜支援業務の進捗状況や実施内容等に関する報告を行うと共に、連合会より新たな課題に対する調査等の指示があった場合にも、速やかに報告書を作成し説明を行うなどの措置・対応をとること。

以上